

# 燃料費調整制度における基準調整単価届出書

沖電販販企発第6号

令和元年8月29日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役  
社長 本永 浩之

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第43条第4項の規定により、別紙のとおり燃料費調整制度における基準調整単価を定めたので届け出ます。

燃料費調整制度における基準調整単価  
[第43条第4項関係]

以下のとおり契約種別ごとに基準調整単価を定めた。

区 分	単 位	基 準 調 整 単 価 円
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
10Wまで	1 灯	1. 227
20Wまで	〃	2. 452
40Wまで	〃	4. 905
60Wまで	〃	7. 357
100Wまで	〃	12. 262
100W超過100Wまでごとに	〃	12. 262
小型機器		
50VAまで	1 機器	3. 662
100VAまで	〃	7. 325
100VA超過100VAまでごとに	〃	7. 325
ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0. 099
100VAまで1日につき	〃	0. 198
100VA超過500VA まで100VAまでごとに1日につき	〃	0. 198
1kVAまで1日につき	〃	1. 977
1kVA超過3kVAまで1kVA までごとに1日につき	〃	1. 977
ハ. 臨時電力 1日につき	1 kW	2. 077
(2) 従量制供給		
イ. 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金 最初の10kWhまで	1 契約	3. 157
電力量料金 10kWh超過分に対して	1 kWh	0. 316
ロ イ以外の場合 1kWhにつき		
低圧で供給を受ける場合	1 kWh	0. 316
高圧で供給を受ける場合	〃	0. 305

燃料費調整制度における基準調整単価  
[第43条第4項関係]

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限る。）の算定における基準調整単価は、以下のとおりとする。

区 分	単 位	基 準 調 整 単 価 円
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
10Wまで	1 灯	1. 204
20Wまで	〃	2. 407
40Wまで	〃	4. 816
60Wまで	〃	7. 223
100Wまで	〃	12. 039
100W超過100Wまでごとに	〃	12. 039
小型機器		
50VAまで	1 機器	3. 595
100VAまで	〃	7. 192
100VA超過100VAまでごとに	〃	7. 192
ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0. 097
100VAまで1日につき	〃	0. 194
100VA超過500VA まで100VAまでごとに1日につき	〃	0. 194
1kVAまで1日につき	〃	1. 941
1kVA超過3kVAまで1kVA までごとに1日につき	〃	1. 941
ハ. 臨時電力		
1日につき	1 kW	2. 039

区 分	単 位	基 準 調 整 単 価
(2) 従量制供給		円
イ. 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金 最初の10kWhまで	1契約	3.100
電力量料金 10kWh超過分に対して	1kWh	0.310
ロ イ以外の場合 1kWhにつき		
低圧で供給を受ける場合	1kWh	0.310
高圧で供給を受ける場合	〃	0.299

以 上